

第3章 人権施策の推進

- ❖ あらゆる分野において人権尊重の視点に立った行政を推進します。
- ❖ 人権施策を効果的に実施するため、関係機関が連携し、総合的に推進します。



滋賀県人権啓発キャラクター「ジンケンダー」

I 基本施策の推進

1 人権意識の高揚—教育・啓発

■ 人権教育・啓発の基本的な考え方

- ・人権の基本理念に対する理解を深めるとともに人権感覚を高めます。
- ・一人ひとりが能力を発揮し、自己実現を図る態度を養います。
- ・様々な個性や価値観を認め、他者の立場になって考え行動できる態度を身につけます。
- ・自発的な学習のための環境づくりを行います。

■ 人権教育

(1) 家庭教育

- ・子ども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、命や人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育ができるよう支援します。
- ・子育てに関する学習機会や情報を提供し、地域全体で子育てに取り組む体制づくりを進めます。

(2) 就学前教育・学校教育

- ・自尊感情を高めるとともに人権感覚の育成を図り、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育みます。
- ・推進体制の充実を図り、安心して学ぶことのできる環境づくりを進めます。
- ・自分の生活と結びつけながら主体的に学ぶことのできる環境づくりを進めます。
- ・家庭・地域と連携した教育・保育活動を進めます。

(3) 社会教育

- ・人権尊重の精神を日常の生活で具現化できるよう、学習環境づくりに努めます。
- ・人権問題についての正しい理解と認識を培うために、学習内容や方法を工夫します。
- ・地域の連帯意識に支えられた住みよいまちづくりをめざし、県民の自主的な学習活動を支援します。

■ 人権啓発

(1) 県民に対する人権啓発

- ・多様な啓発媒体を効果的に活用して行います。
- ・共感を生むように工夫し教材を作成します。
- ・自主的な学習の支援と県民参加の促進を行います。
- ・様々な人権啓発の実施主体との連携を図ります。

(2) 事業者に対する人権啓発

- ・人権が尊重される明るい職場づくりを推進します。
- ・公正な採用選考システムの確立に努めます。
- ・関係機関等との連携を図ります。

2 人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実

- ・総合的な相談窓口の設置・運営を支援します。
- ・専門的な相談窓口を充実します。
- ・相談機関の連携を図ります。
- ・相談窓口のPRに努めます。
- ・相談員等の資質向上と体制強化を図ります。

II 重要課題への対応

1 対象者別

① 女性

- ・家庭・地域における男女共同参画の推進
- ・働く場における男女共同参画の推進
- ・男女の人権尊重と安心して暮らせる社会づくり
- ・総合的・計画的な関連施策の推進

④ 障害者

- ・「ともに暮らす」
- ・「ともに学ぶ」
- ・「ともに働く」
- ・「ともに活動する」
- ・共生のまちづくり

⑦ 患者

- ・医療福祉提供体制の整備
- ・安全、安心な医療福祉サービスの提供
- ・正しい知識の普及啓発等
- ・難病患者への支援の充実
- ・総合的な保健・医療・福祉施策の推進

② 子ども

- ・子どもが尊重される社会環境づくりの推進
- ・児童虐待防止総合対策の推進
- ・社会全体で子育て・子育てを支える
- ・不登校への対応
- ・いじめへの対応
- ・ひとり親家庭に対する支援の推進
- ・子どもの貧困対策の推進
- ・総合的・計画的な関連施策の推進

⑤ 同和問題

- ・同和問題に対する正しい理解と認識、人権尊重の実践的態度の育成に向けた教育・啓発
- ・地域におけるまちづくりと人づくりへの支援
- ・えせ同和行為の排除
- ・同和行政の総合的な推進

⑧ 犯罪被害者等

- ・平穏な日常生活への復帰の支援
- ・犯罪被害者等を支える社会づくり
- ・施策推進のための体制整備

③ 高齢者

- ・健康寿命の延伸と高齢者の社会参加の推進
- ・医療福祉・在宅看取りの推進
- ・地域包括ケアの推進
- ・認知症対策の推進
- ・高齢者虐待の防止と権利擁護
- ・総合的・計画的な高齢者施策の推進

⑥ 外国人

- ・こころが通じるコミュニケーション支援
- ・安心して暮らせる生活支援
- ・活力ある多文化共生の地域づくり
- ・総合的・計画的な多文化共生施策の推進

⑨ その他

- ・ホームレス
- ・刑を終えた人・保護観察中の人等
- ・性同一性障害者・同性愛者等
- ・アイヌの人々
- ・拉致被害者等

2 その他

① 個人情報の保護

- ・個人情報保護制度の啓発
- ・個人情報の苦情相談への対応

② インターネットによる人権侵害

- ・インターネットによる人権侵害の防止のための教育・啓発
- ・差別書き込みやネット上のいじめへの対応
- ・関係機関・団体と連携した取組の推進

③ ヘイトスピーチ

- ・情報の収集と啓発

④ 災害発生時の人権問題

- ・要配慮者の避難支援体制の強化
- ・広報・啓発の推進
- ・総合的・計画的な関連施策の推進

第4章 推進体制

1. 庁内における推進体制

滋賀県人権施策推進本部を中心として、関係部局相互の連携・協力を確保しながら人権施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

2. 人権に関わりの深い職業従事者の人権研修

人権に関わりの深い職業従事者を対象に、人権研修や情報提供による支援を行います。
公務員、学校教育関係者、社会教育関係者、医療関係者、福祉関係者、消防職員、警察職員、マスメディア関係者

3. 国、市町、NPO等との連携

国、市町、NPO等とお互いに連携・協力し、それぞれの役割を果たしながら総合的な取組を進めます。